平成２９年（フ）第１８７号
奈良県山辺郡山添村大字岩屋2188番地
破産者　松岡眞喜夫
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２９年（フ）第２０１号
大分市大字光吉466番地の１
破産者　大村美恵子
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第３３７号
大分市泉町13番19号
破産者　大村　隼輝
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第８０号
東京都国立市谷保7030番地の６、申立時の住所東京都国分寺市西元町３丁目10番４号
破産者　阿部　　修
1　決定年月日　平成30年２月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
釧路市新富町３番４号
破産者　樹下　昌史
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第１７号
宮城県白石市田町３丁目６番30―102号　すまいる14番館102
破産者　島貫　貴之
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第３５号
宮城県柴田郡村田町大字村田字金谷32番地
金谷住宅３―14号
破産者　小川　和美
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所大河原支部

平成２９年（フ）第２３号
宮城県石巻市吉野町１丁目７番８号　県営住宅205号室、開始決定時の住所宮城県石巻市美園３丁目16番地１
破産者　小松　延夫
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２９年（フ）第６５号
秋田県能代市能代町字中川原26番地870
破産者　原田　正利
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２９年（フ）第２８５号
群馬県吾妻郡東吾妻町大字萩生2952番地37
破産者　橋爪　　治
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第２３４１号
神奈川県藤沢市鵠沼海岸７丁目21番14―202号
破産者　神林　直通
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４７２号
横浜市保土ケ谷区西谷町1195番地１　綿貫久アパート１―101号
破産者　芹澤　孝夫
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２４７３号
横浜市保土ケ谷区西谷町1195番地１　綿貫久アパート１―101号
破産者　芹澤　利枝
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２６０１号
横浜市港北区新横浜３丁目25番地１　ダイアパレスペラーク新横浜305
破産者　太田　延寿
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４７８号
川崎市多摩区南生田３丁目６番５号
破産者　福岡　孝司
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７０号
滋賀県草津市野路町524―１、住民票上の住所大阪市東淀川区下新庄１丁目10番６―306号
破産者　塩澤　篤司
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９５号
岐阜市西川手７丁目28番地（セジュール728　705号室）、前住所岐阜市早苗町７丁目18番地２（中村ビル３Ｆ）
破産者　中村めぐみ
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第３２２号
岐阜県山県市西深瀬723番地１
破産者　尾野湧一郎
1　決定年月日　平成30年２月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所